

第二次
北上市役所地球環境にやさしい行動計画
(第四次地球温暖化対策推進実行計画)

令和4年4月

北上市役所地球環境にやさしい行動計画

- 目次 -

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の背景

- 1 地球温暖化問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 国際的な動きと我が国の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 北上市役所における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2節 計画の基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 計画策定の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の役割・法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 計画の対象・範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 これまでの取り組み状況

第1節 温室効果ガス排出状況

- 1 温室効果ガス排出量の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 対象施設の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 温室効果ガス排出量の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2節 環境負荷低減の取り組み状況

- 1 一般廃棄物排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 コピー用紙等購入量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 グリーン購入適合製品の調達割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第3章 本計画の目標と達成に向けた取り組み

第1節 本計画の目標

- 1 基準年度における温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 区分別温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 温室効果ガス排出量の削減目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 環境負荷低減の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

5	グリーン購入推進の目標	13
---	-------------	----

第2節 目標達成に向けた取り組み

1	温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み	13
2	環境負荷低減に向けた取り組み	15
3	グリーン購入推進に向けた取り組み	16
4	リスクマネジメントに向けた取り組み	17

第4章 推進及び点検・評価

第1節 推進体制

1	環境管理委員会	18
2	環境管理委員会幹事会	18
3	環境推進員	19

第2節 監査及び評価・公表

1	監査及び評価	19
2	公表	19

第3節 職員の意識啓発

第4節 計画の見直し

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球温暖化の影響として、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の発生数増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化による環境問題が不安視される中、2015年（平成27年）にフランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑制することを長期目標とした「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効されました。我が国においては、この採択を受け、2015年（平成27年）に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針について」を決定し、2030年（令和12年）における温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減することを中期目標とした「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月に閣議決定されました。

2020年（令和2年）10月に、2050（令和32年）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという、カーボンニュートラルの実現を表明しました。

2021年（令和3年）4月に、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減すること、さらに50%の高みに向けて挑戦することを宣言しました。また、10月には2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改訂され、2030年度の新たな削減目標を踏まえ策定されました。

3 北上市役所における対応

北上市では平成15年3月、「北上市役所地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市が自ら行う事務事業に関して温室効果ガスの排出抑制の目標を定め、様々な取り組みを実践してきました。平成22年4月には、「北上市役所環境マネジメントシステム」を策定し、自ら率先して環境負荷の低減を図りました。さらに、平成

24年1月、「第二次北上市役所地球温暖化対策推進実行計画」を策定、平成30年3月、第三次計画として、北上市役所地球温暖化対策推進実行計画、北上市役所環境マネジメントシステム及び北上市グリーン購入推進方針の3つの計画等を一本化し、「北上市役所地球環境にやさしい行動計画」を策定し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めました。

第2節 計画の基本的事項

1 計画の目的

この計画は、事業者・消費者として、北上市役所が自らの事務事業により排出する温室効果ガスの量を削減、環境負荷を低減する取り組みを推進するために策定します。温室効果ガス削減等に関するマネジメントを行うことにより、上位計画である北上市環境基本計画（令和3年3月策定）の基本目標1「地球環境に配慮した暮らしをするまち」、基本目標2に定める「限りある資源を有効に利用するまち」の実現に貢献するものです。

北上市環境基本計画（令和3年度～令和12年度） スローガン
地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ

2 計画策定の効果

計画の策定により期待される効果は、次のように考えることができます。

(1) 地域の足下からの温室効果ガスの排出抑制

市役所は、行政区域の中では職員数や事業量からみて、規模の大きい経済主体と考えられます。このため、自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域全体の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することができます。

(2) 地球温暖化対策推進の地域への波及

市が率先して対策に取り組むことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への機運を高めることに繋がります。また、対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含め、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができます。

(3) 経費の削減

紙や電気等のエネルギーの使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、経費の削減にもつながります。計画の策定や実施は、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に達成することができます。

(4) 環境配慮型物品等への需要の転換促進への寄与

具体的な目標を掲げて環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に調達するグリーン購入に市が一消費者として積極的に取り組むことは、物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすことができます。

3 計画の役割・法的根拠

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項により策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する「地方公共団体実行計画」の役割を持ちます。また、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）第10条に策定の努力義務が規定されている「地方公共団体の環境物品等の調達の推進を図るための方針」の役割を持ちます。

4 計画の対象・範囲

(1) 対象とする事務・事業の範囲

市の全ての事務・事業を対象とします。

※前計画では、管理・運営を委託している施設及び指定管理施設については、温室効果ガス排出量の算定対象としていませんでしたが、市の施設の運営形態も指定管理施設が増える等変化しつつあり、これらの施設も対象とすることで、実態に沿った市の事務事業全体の温室効果ガスの排出量を示すことができるため本計画から算定対象に含めることとします。（ただし、エネルギーの使用量などについて、市が管理権限のないものは除きます。）

対象とする 業務の範囲	対象とする組 織・施設	取り組み項目	算定・報告
市の全ての 事務・事業	市の全組織	省エネ活動	温室効果ガス排出量の算定の基礎となる各種使用量 ……指定管理施設等を含む市の全組織
		省資源活動	一般廃棄物排出量……本庁舎（本庁舎維持管理課）
		環境負荷の少ない製品の購入	「環境にやさしい物品等リスト」掲載品の購入金額 ……指定管理施設等と幼保小中学校を除く市の全組織

(2) 対象とする温室効果ガスの範囲

本計画で対象とする温室効果ガスの範囲は、温対法第2条第3項に掲げる温室効果ガスのうち、下記の4種類とします（図表1）。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF6）及び三ふっ化硫黄（NF3）は、市の事務事業に伴う発生がないことから、対象外とします。また、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は、自動車（公用車）用エアコンのみを対象とします。

【図表1】本編の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	市の事務事業に係る主な発生源	主な対策
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気や燃料使用	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン（CH ₄ ）	公用車の走行、下水処理、浄化槽処理	し尿の処理方法の改善、埋立量の削減など
一酸化二窒素（N ₂ O）	公用車の走行、下水処理、浄化槽処理	次世代自動車の導入、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	公用車のカーエアコン	回収・再利用・破壊の推進、代替物質、技術への転換等

5 計画の期間及び基準年度

(1) 期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

※国が令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、令和3年度において地球温暖化対策に係る状況やそれを取り巻く情勢が大きく変化しました。また、温室効果ガス排出量の削減目標も令和3年10月に新たに改定されたことも踏まえ、令和3年度を準備期間とし、令和4年度からの5年間とします。なお、前計画期間満了後の令和3年度においても、前計画の延長期間とし、取り組みを継続してきました。

計画	年度																
	H13～H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地球温暖化対策推進実行計画 （地方公共団体実行計画）	第一次	第二次						北上市役所地球環境にやさしい行動計画 （第三次地球温暖化対策推進実行計画）					北上市役所地球環境にやさしい行動計画 （第二次） （第四次地球温暖化対策推進実行計画）				
環境マネジメントシステム	旧	新															
グリーン購入推進方針																	

(2) 基準年度

令和2年度とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抄）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（抄）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

第2章 これまでの取り組み状況

第1節 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の算出方法

(1) 各温室効果ガス排出量の算出方法

算定期間における各温室効果ガスの排出量は、温対法施行令第3条第1項の各号に基づき、温室効果ガスを排出させる活動の区分ごとに活動量を求め、それに排出係数を乗じることにより得られます。

① 二酸化炭素（単位：kg）

灯油等の使用量を活動量とし、排出係数を乗じて算出します。

② メタン及び一酸化二窒素（単位：kg）

ごみや下水の処理量を活動量とし、活動量に排出係数を乗じて算出します。

③ ハイドロフルオロカーボン（単位：kg）

カーエアコンの台数に排出係数を乗じて算出します。

(2) 温室効果ガス排出量（単位：t-CO₂）

各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じることにより求められます。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{活動区分ごとの活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

(3) 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、温対法施行令第4条に定められており、地球温暖化をもたらす効果の程度を二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。今回の計画において対象となる温室効果ガスの地球温暖化係数は次のとおりです。

温室効果ガスの主な種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430

(4) 排出係数と計算式

排出係数は、温対法施行令第3条第1項に定められており、今回の計画において対象となる係数と計算式は別記の参考資料のとおりです。

2 対象施設の区分

以下の3つに区分します。

(1) オフィス事務系

主に市職員が事務作業を行う施設です。本庁舎、江釣子庁舎及び和賀庁舎が該当します。

(2) 市民利用系

市民が利用することを主目的とする施設です。学校や図書館等が該当します。

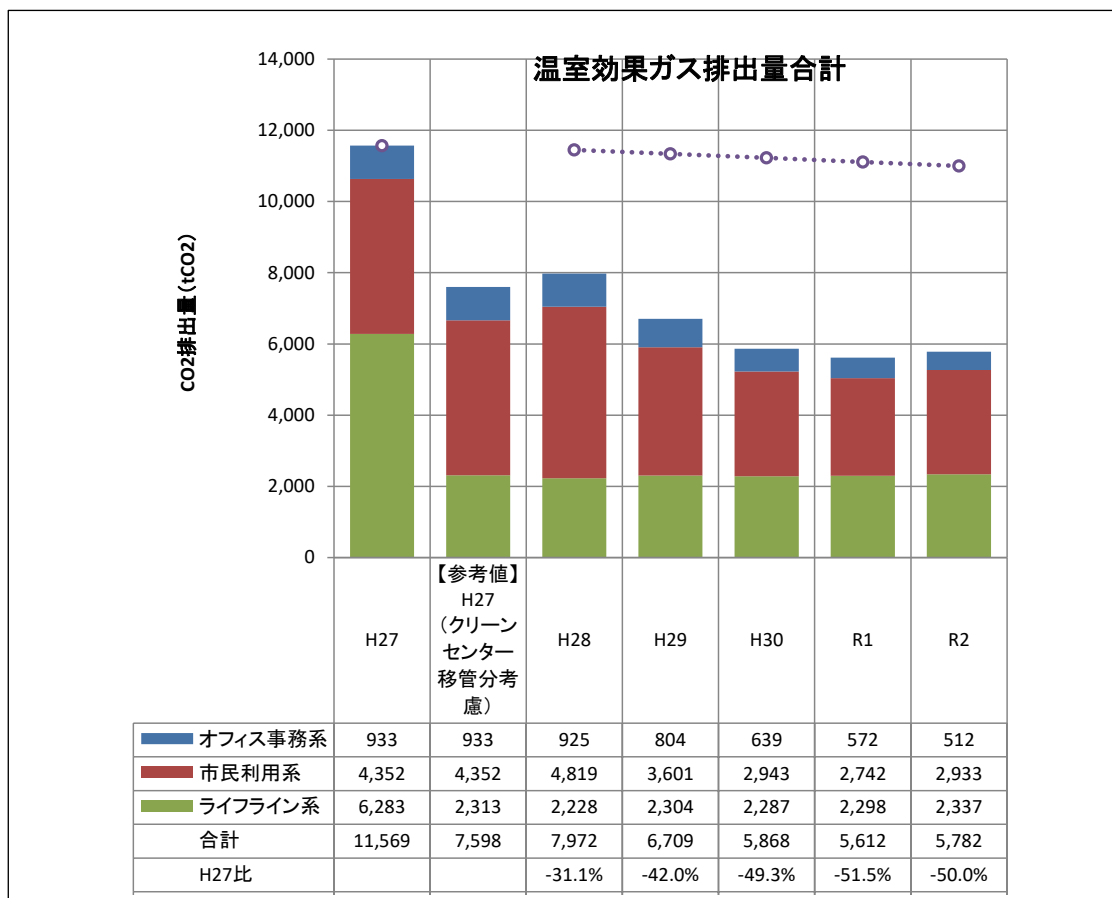
(3) ライフライン系

市民の生活基盤の維持に必要な施設です。清掃事業所や終末処理場等が該当します。

3 温室効果ガス排出量の状況

前計画に基づく取り組みの結果、令和2年度の温室効果ガスの排出量5,782 t-CO₂は、基準年度である平成27年度から50%削減されました。なお、岩手中部クリーンセンター移管を考慮(※)した場合の基準からは24%削減されました。

【計画期間中の温室効果ガス排出量】



※一般廃棄物のうち可燃ごみ処理が平成27年10月に広域化され、岩手中部クリーンセンターとなったことに伴い、対象施設ではなくなったため。

● オフィス事務系・市民利用系・ライフライン系を合わせた総量を基準年度
（平成27年度）比 6 %削減 → **達成**

● 区分ごとに基準年度から毎年度 1 %以上ずつ低減させる → **達成**

オフィス事務系45.2%減、市民利用系32.6%減、ライフライン系62.8%減
3つの区分全てで目標を達成

【減少の理由】

● オフィス事務系、市民利用系

電気の契約を排出係数の小さい合同会社北上新電力へ切り替えを実施、また、施設照明のLED化を図るなどハード面での改善により減少しました。

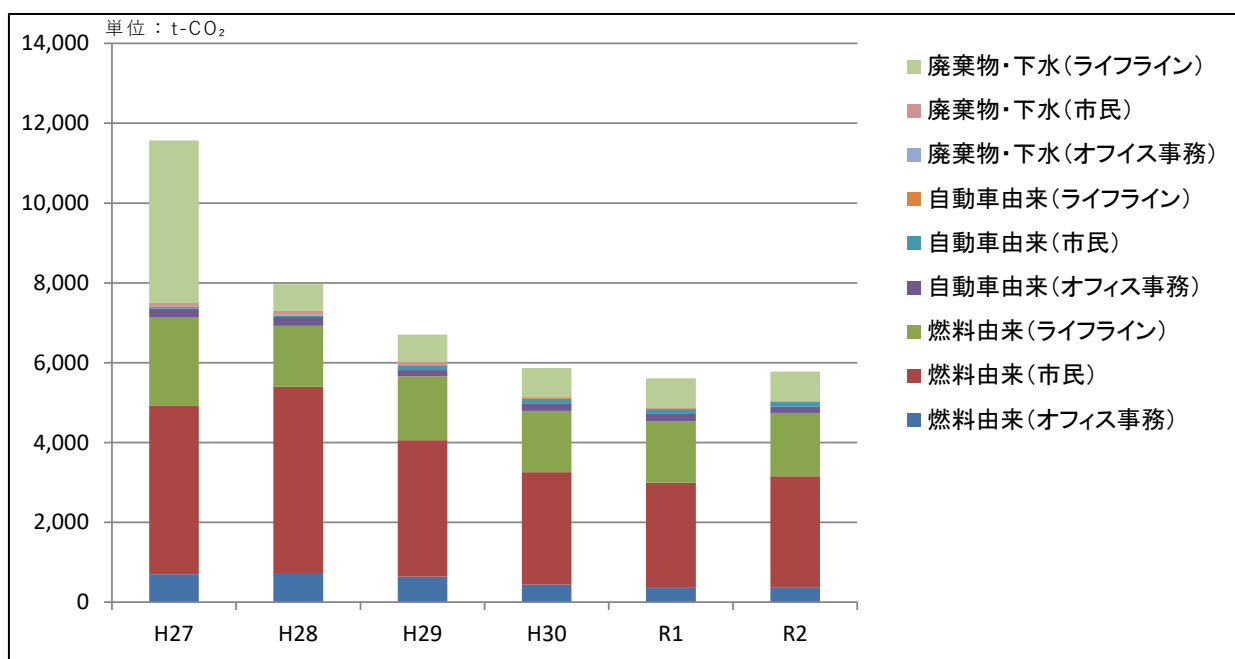
● ライフライン系

平成27年10月から可燃ごみ処理を岩手中部クリーンセンターへ移管したことにより減少しました。

【課題】

● 職員への省エネ活動は定着しつつありますが、今後も施設の改修・設備更新などに併せてハード面での改修を進める必要があります。

参考：計画年度ごとの種類別温室効果ガス排出割合



※ 排出する種類

○ 廃棄物・下水……廃棄物（北上市清掃事業所分、平成28年以降排出なし）、

下水処理量、浄化槽でのし尿等の処理に伴う排出量

○ 自動車由来……ガソリン使用量、走行距離、カーエアコン

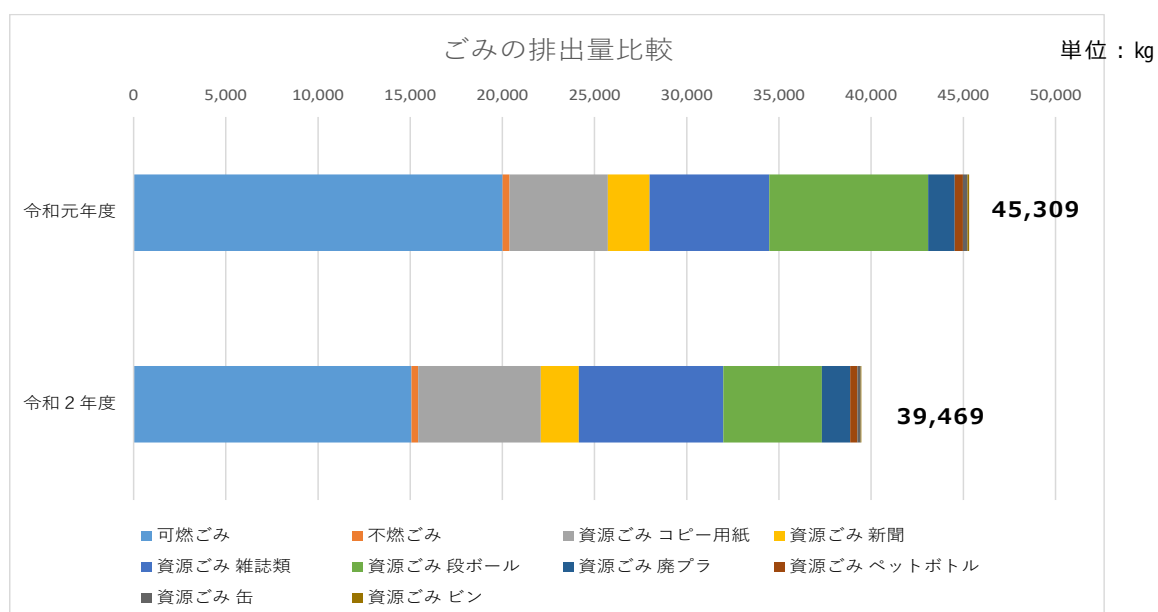
○ 燃料由来……燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス）の使用量、電気使用量

第2節 環境負荷低減の取り組み状況

1 一般廃棄物排出量

※平成30年第1四半期は実績がないため未比較

		単位：kg		
		令和元年度	令和2年度	参考：平成30年度 (7月～3月)
可燃ごみ		20,005	15,070	14,252
不燃ごみ		379	361	241
資源ごみ	コピー用紙	5,342	6,654	3,226
	新聞	2,251	2,060	1,670
	雑誌類	6,496	7,844	4,157
	段ボール	8,622	5,346	6,679
	廃プラ	1,436	1,532	1,148
	ペットボトル	453	393	420
	缶	237	166	251
	ビン	88	43	54
一般廃棄物合計		45,309	39,469	32,098



【比較の結果】

- 令和元年度と比較し令和2年度が減少しているのは、中央学校給食センターが指定管理施設に移行したためのものです。

【課題】

- ごみの分別については、定着が見られます。ごみの排出量については、組織再編などで、書類整理等によりごみの排出量が増えることがあるため、経年比較が難しいことが挙げられますが、引き続き職員の省資源活動への取り組みや、啓発による定着が必要です。

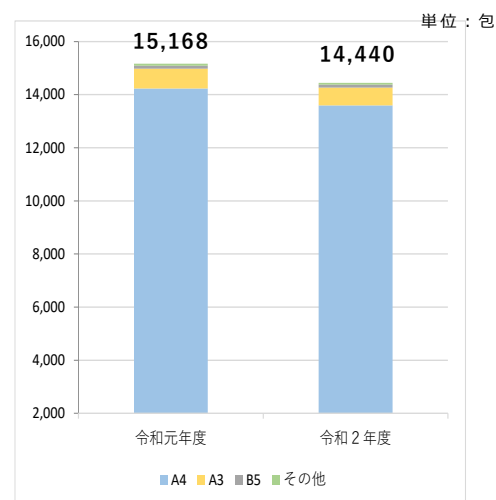
2 コピー用紙等購入量

コピー用紙等購入量比較

※平成30年第1四半期は実績がないため未比較

単位：包

	令和元年度	令和2年度	参考：平成30年度 (7月～3月)
A4	14,236	13,595	8,413
A3	747	675	532
B5	105	110	160
その他	80	60	100
合 計	15,168	14,440	9,205



【比較の結果】

- 令和元年度と令和2年度の比較では、大きな変化がありませんでした。
- ペーパーレス化は定着が見られます。

3 グリーン購入適合製品等の調達割合

(「環境にやさしい物品等リスト」掲載物品のうちグリーン購入適合品を調達した金額の割合)

※H30 第1四半期は実績がないため未比較

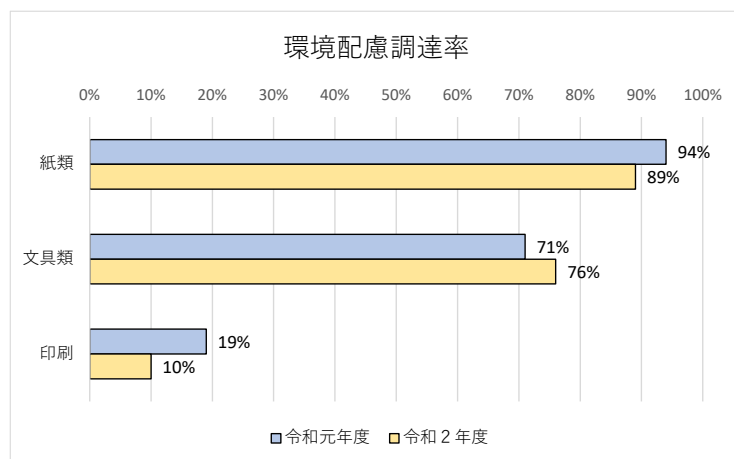
	目標値	令和元年度	令和2年度	参考：平成30年度 (7月～3月)
紙類	100%	94%	89%	59%
文具類	100%	71%	76%	63%
印刷	100%	19%	10%	12%

【比較の結果】

- 3種類の中で印刷が紙類、文具類よりも低い調達割合となっています。印刷は課によって調達額の偏りが大きく、印刷物によっては品質を重視しなければならないために条件が満たせない場合があることが要因です。

【課題】

- 物品選定や報告に手間がかかっており、取り組みを継続、推進する方策が必要です。



第3章 本計画の目標と達成に向けた取り組み

第1節 本計画の目標

1 基準年度における温室効果ガス排出量

基準年度（令和2年度）排出量算定にあたり、管理・運営を委託している施設及び指定管理施設について、本計画から温室効果ガス排出量の算定対象とします。

基準年度である令和2年度における市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は、7,957t-CO₂です。排出している温室効果ガスは二酸化炭素が最も多く、7,154t-CO₂で全体の89.91%を占めています。メタンは439t-CO₂で全体の5.52%、一酸化二窒素は358t-CO₂で全体の4.50%です。ハイドロフルオロカーボンは公用車のエアコンから排出される分のみでほとんどなく、排出量は6t-CO₂で全体の0.08%です。

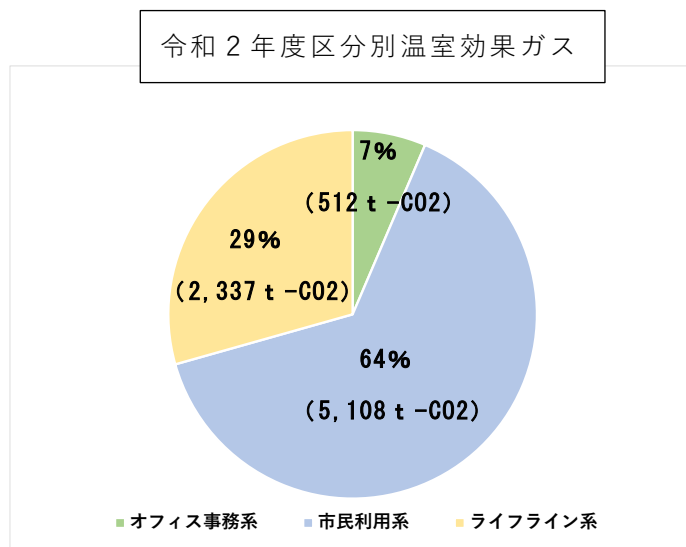
温室効果ガス排出量（令和2年度）

温室効果ガスの種類	令和2年度		
	温室効果ガスの排出量 (kg)	CO2換算後の温室効果ガス排出量 (t-CO2)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO2)	7,154,132	7,154	89.91%
メタン (CH4)	17,558	439	5.52%
一酸化二窒素 (N2O)	1,202	358	4.50%
ハイドロフルオロカーボン (HFG)	4	6	0.08%
合計		7,957	100.00%

2 区分別温室効果ガス排出量

区分ごとの令和2年度温室効果ガスは以下のとおりです。

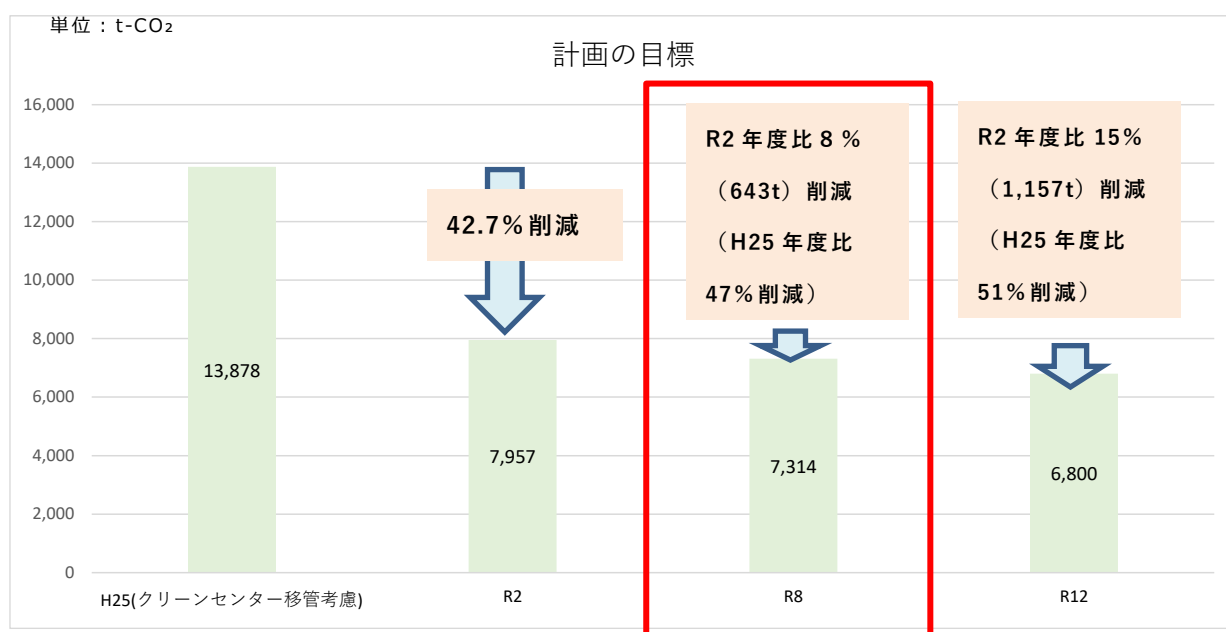
- (1) オフィス事務系
排出量 512 t-CO₂ (7%)
- (2) 市民利用系
排出量 5,108 t-CO₂ (64%)
- (3) ライフライン系
排出量 2,337 t-CO₂ (29%)



3 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

エネルギー使用量の節減による省エネ活動や再生可能エネルギーの導入により温室効果ガス削減を図ります。

国は温室効果ガス排出量の削減目標を令和3（2021）年4月に「令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比46%削減」と表明し、また、地球温暖化対策計画（地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画）を令和3年（2021）年10月に改定し、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標を基準年度比51%削減としました。当市においては、令和2（2020）年度で平成25年度比約42.7%削減（※平成27年度に可燃ごみ処理を岩手中部クリーンセンターへ移管したことも考慮して算定した数値）しています。国の削減目標に沿い、令和8（2026）年度までに令和2年度比8%（643t-CO₂）削減を目指します。



【温室効果ガス排出量削減目標】

令和8年(2026)度までに、基準年度令和2年(2020)度比で

温室効果ガス排出量 8.0% 削減 (643t-CO₂)

4 環境負荷低減の目標

省資源、ごみの排出量の抑制により、環境負荷の低減を図ります。

一般廃棄物排出量の抑制として、現状より増加させないことを目標とし、基準年度実績値からの増加率0%以下を目指します。

【環境負荷低減の目標】

一般廃棄物排出量

現状より増加させない(令和2年度から増加率0%以下)

5 グリーン購入推進の目標

市が調達する物品等について環境負荷の少ない製品の購入を推進します。

調達目標として、市が重点的に物品等購入を推進する「環境にやさしい物品等リスト」に掲載されている品目について、以下のとおりとします。

【グリーン購入推進の目標】

各分野において現状値（令和2年度）から5%上昇

紙 類	94%	(現状 89%+5%=94%)
文具類	81%	(現状 76%+5%=81%)
印 刷	15%	(現状 10%+5%=15%)

第2節 目標達成に向けた取り組み

1 温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み

(1) 取り組み項目

目標を達成するために、次の項目について使用量を削減するよう環境に配慮した**省エネ活動**に取り組みます。

① 職員の行動による取り組み

職員一人一人の日々の行動による節電、節水、燃料など使用量削減のための取り組みです。

- ・休憩時間（昼食時）は、必要箇所以外の照明を消灯する
- ・残業時及び休日出勤時において、必要箇所以外は消灯する
- ・事務室は原則、始業時に点灯し、各職場の最終退庁者が責任を持って消灯する
- ・使用頻度の低いプリンターの電源は原則として切る
- ・30分以上離席して使用しない場合は、OA機器の電源を切る
- ・電化製品（電気ポット、冷蔵庫等）の使用は、必要最低限の使用にとどめる
- ・クールビズ及びウォームビズに努める
- ・ライトダウンデー、ノー残業デーの実施に努める
- ・トイレ、給湯室等における節水に努める

- ・給湯温度は適切な設定を心がける
- ・公用車使用時はアイドリングを行わない
- ・公用車使用時はエコドライブを実施する
- ・公用車使用時は相乗りに努める

② 施設の機器・設備等による取り組み

施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入による取り組みです。
施設・設備等の更新の際には以下の取り組みに努めます。

- ・公共施設のLED化の推進（施設所管課）

▷施設の新改築の際は、原則としてLED照明を導入し、また、既存の公共施設（市民利用系）の照明LED化を毎年1施設以上実施します

【参考】照明のLED化による効果（令和2年度）

例）さくらホール（サービスセンター、小アトリエ等）

：年間消費電力量 209,640kWh低減 C02削減量 121.38 t-CO₂

- ・省エネ効果の高い設備（空調機器等）の導入の推進（施設所管課）

▷施設の新改築、改修、修繕の際は、省エネ効果の高い空調設備を導入します。

【参考】空調装置改修による効果（令和2年度）

例）江釣子庁舎：年間消費電力量 31,638kWh低減 C02削減量 18.32 t-CO₂

- ・公用車への次世代自動車の導入の推進（資産経営課）

▷公用車更新の際は、積極的に次世代自動車（ガソリン車以外）を導入するとともに、併せて公用車台数の見直しを図ります。次世代自動車毎年1台以上の導入をします。

【参考】電気自動車（EV車）1台 PHV車1台 ハイブリット車11台（令和2年度台数）

例）令和2年度公用車年間平均距離数 7775.048km

電気自動車燃費（電費）の基準値 6 km/kwh から算出（日産HPより）

ガソリン車等 1台あたりC02排出量 1.26 t-CO₂/年

電気自動車 1台あたりC02排出量 0.26 t-CO₂/年

ガソリン車1台あたり電気自動車1台に更新した場合 C02削減量年1 t-CO₂/年

- ・エネルギーマネジメントシステムの活用（環境政策課）

▷エネルギーマネジメントシステムを活用し、電力量の見える化と施設の電力量制御によりエネルギーの最適化を図ります。

【参考】設備運転制御による効果（令和2年度）

例）中央図書館：年間消費電力量 240kWh 低減 C02 削減量 130.8kg

- ・温室効果ガス排出係数の小さい電気事業者からの電力調達（合同会社北上新電力からの電力調達）

【参考】CO₂ 排出係数 東北電力株式会社0.0005199t-CO₂ 北上新電力0.000200t-CO₂(令和2年度)

〈令和2年度の合同会社北上新電力からの電力供給施設〉

市役所庁舎（本庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎）、健康管理センター、
学校給食センター、小中学校（26校）、幼稚園（5園）、保育園（6園）、
中央図書館、博物館、鬼の館、さくらホール、16地区交流センター

(2) 実績報告

- ① ガソリン・軽油（公用車使用分を含む）
- ② 灯油・重油
- ③ 混合油
- ④ LPG
- ⑤ 電気
- ⑥ 水道

施設を所有・管理する課等は、(2)-①から⑥までの項目について、エネルギー等使用量調査票及び自動車燃料使用量調査票により施設ごとの使用量実績を半期ごとに環境政策課へ報告するものとします。

2 環境負荷低減に向けた取り組み

(1) 取り組み項目

市では、市議会や庁内の一部会議にタブレット活用によるペーパーレス化を実施しています。このような取り組みを始めとして、今後もより一層の環境負荷低減のため、次のとおり**省資源活動**に取り組めます。

- ① 一般廃棄物排出量の抑制（可燃、不燃、資源）
 - ・分別にあたっては、ごみの種類ごとに箱等設置する
 - ・使い捨て製品の使用や購入を抑制する
 - ・包装、梱包（段ボール等）の削減、再利用
- ② コピー用紙等購入量の節減
 - ・できる限り裏紙を使用する
 - ・原稿が2ページ以上の場合は原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷とする
 - ・印刷ミスに気が付いたら速やかにジョブキャンセルする
 - ・電子メール、庁内LAN等を活用し、紙資料の送付量を減らす
 - ・電子決裁を推進する
 - ・会議資料は要点を絞り簡素化に努める

(2) 実績報告

(1)-①については、本庁舎維持管理課から環境政策課へ報告するものとします。

※一般廃棄物排出量については、本庁舎の排出量で状況を把握することとし、各課からの計量報告は求めないこととします。

3 グリーン購入推進に向けた取り組み

(1) 調達品目

グリーン購入法で定めるリストから市が重点的に購入を推進する品目を「環境にやさしい物品等リスト」として定め、紙・文具・印刷の3分野に大別し、これらの品目について環境配慮型物品の調達に取り組みます。また、環境配慮型物品に適合しているかどうかの判断基準も併せてリストにて定めます。

なお、製品カタログ等において「エコマーク商品」または「グリーン購入適合商品」の表示がある物品は、リストの判断基準に適合しています。



(2) 取り組み項目

物品等を調達するすべての場合において、以下のとおり取り組みます。

① 必要量の検討

調達前に在庫品の確認、代替品での対応、他課からの借用または譲渡を検討し、必要性及び必要量の精査を行います。

② 調達品目の確認

調達しようとする物品等がリストに掲載されている品目に該当するか確認します。

【リスト掲載品目に該当する場合】

環境配慮型物品を調達するものとします。

※ただし、環境配慮型物品を特殊事情で調達できない場合を除く

【リスト掲載品目に該当しない場合】

環境配慮型物品がある場合はそれを調達することとし、ない場合は、環境負荷が相対的に少ない物品等の調達に努めます。

③ 調達後の適正使用

購入後は長期的かつ適正な使用や分別廃棄に留意するように努めます。

④ 環境負荷が少ない物品の調達の習慣化

物品調達の際には、いつでも①～③の手続きを行うことを習慣にするように努めます。

(3) 調達実績の報告

各課等はリストに掲載されている品目に該当する物品等の調達を行った場合、実績報告書により半期ごとに環境政策課へ報告するものとします。

4 リスクマネジメントに向けた取り組み

市が所有する施設には、重油及び灯油の地下タンクや規模の大きい浄化槽等、危険物を取り扱う設備が多く存在します。

これらの設備は、法令で定期的な点検や清掃が義務付けられています。点検等を法令に則り適切に行うことにより、土壌汚染等、環境への悪影響を与える事故の発生を未然に防ぐことができます。施設の維持管理、業務の遂行にあたっては、法令に則り、適正に管理するよう環境政策課で周知・啓発を行います。

第 1 節 推進体制



3 環境推進員

各課等の課長補佐級とし、本計画の取り組みの督励・指導を行うものとし
ます。

第2節 監査及び評価・公表

1 監査及び評価

- (1) 各課等は、エネルギー等使用量、自動車燃料使用量、環境配慮型物品等の調達状況を毎年度環境政策課へ報告するものとします。
- (2) 環境政策課は(1)の報告に基づき整理した温室効果ガス排出実績値及び環境負荷低減の状況及び各課の取り組み状況を毎年度監査員長へ報告するものとします。
- (3) 監査員長は、(2)の報告に基づき取り組みの監査を行い、必要に応じて各課等へ改善の指示をするものとします。
- (4) 監査員長は、監査の結果を委員会へ報告するものとします。
- (5) 委員長は、(2)及び(3)の結果を市長へ報告するものとします。

2 公表

- (1) 環境政策課は、結果及び計画の進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成するものとします。
- (2) 作成した年次報告書は、市のホームページ、環境報告書を通じて市民に公表します。

第3節 職員の意識啓発

本計画に係る説明会の開催や地球温暖化に関する情報の提供を庁内LANにて定期的に行う等、職員の意識啓発に努めます。また、指定管理施設等にも情報提供や周知を併せて行い、取り組みについて協力を依頼します。

第4節 計画の見直し

本計画は、計画実施状況や環境を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてPDCAサイクルの考え方に沿って見直しを行い、継続的に改善していくものとします。

PDCA サイクル

